

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言対象地域 拡大への対応について

【総括コメント】

昨日、政府対策本部は、4月16日から5月6日までの間、島根県を含む全47都道府県を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める「緊急事態宣言」の対象地域とされました。

島根県としては、特別措置法や政府の方針に基づき、島根県の現状を踏まえて、迅速に対策を進めてまいります。

【全国知事会での島根県知事（私）からの提案】

次に、本日午前で開催された全国知事会での島根県知事（私）からの提案についてであります。

次の2点を提案いたしました。

1点目は、

- 先んじて指定された7都府県から、休業要請に応じてくれた事業者に対する協力金などを創設する方針が公表されていますが、支給の内容などが、都府県の財政力の差によって差が生じています。

- そもそも7都府県の休業要請の対象とならなかった事業者も、7都府県以外の事業者も、既にこれまでの3密回避や外出自粛要請等の結果、臨時休業や大幅な売上減少が生じており、幅広い支援が必要となっています。

- 新型コロナウイルスの感染拡大による影響は、全国に広がり、日本全体が大規模な自然災害に見舞われていると言える状況であり、都道府県の財政力格差が、支援内容の高低を通じて、国民、住民の間に不公平を生むことは、事業者の理解を得られないと危惧しております。

- 幅広い事業者への支援を公平に行うためには、国が国費を大幅に増額するか、都道府県間に格差が生じないような地方向けの財源を大幅に別枠で増額する必要があると考えていることでもあります。

2点目は、

- 仮に外出自粛のみの要請であっても、また3密による影響で、飲食店をはじめとした小規模な事業者にも大きな影響が生じております。
今回の緊急事態宣言で、それがもう一段進むと覚悟しなければなりません。

- 現在示されている経済対策では、地方の小規模事業者にとって使いにくいものが大きな柱として設定されています。たとえば「Go To Eat キャンペーン」のようにオンラインの予約サイトで予約して来店すればポイントを与えるというものがありますが、我々が日常生活で使うお店は家族経営の店もあれば、高齢の夫婦で経営している店もあり、一人で経営している店もあります。このような多くの店は大手の予約サイトなどに登録されていないわけで、いわば新たに登録し、登録料を払わなければならないといったようなことがある。このようにハードルをつけて支援をするということが今の現状にあっているかどうかよくよく考えていただきたいと思います。

こういった課題があることから、現在の経済対策に続く第2段の追加対策は、相応の規模が不可欠であると考えております。

直ちに動けない部分もあろうかと思いますが、これから提出されて速やかに成立するであろう補正予算の中には1.5兆円の予備費も計上される予定であります。そういったものの早期活用を含めて、この2点を、知事会としても要望していただきたいと提案したところであります。

これに対しまして、知事会長からは、今後、数次の要望提案をしていくことになると思うので、知事会としても国に対して求めていきたいとコメントをいただいたところであります。

【県外との往来自粛】

次に、県内と県外の往来自粛についてであります。

昨日の対策本部会議では、緊急事態措置として実施する内容について、特別措置法第45条第1項に基づき、

- (1) 生活の維持に必要な場合を除き、みだりに自宅などから外出をしないこと
- (2) 特に大型連休期間では、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛すること

を要請することを決定しました。

この要請に関連して、学校の休校についてもお願いしたところがありますが、都道府県をまたいだ移動について、改めて求めたいのは、

- (3) 県民の皆様には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める「緊急事態宣言」の対象となる区域が、全47都道府県に変更されたことから、全ての都道府県を対象として、県外への移動を自粛していただきたい。

ただし、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤など、生活の維持のために必要な場合を除き、そういったお願いはさせていただきたいと思っております。

もう一点、法に基づく要請ではありませんが、感染拡大をしないために全都道府県に緊急事態宣言が出されたということを踏まえて

- (4) 全都道府県の皆様に対しては、それぞれがお住まいの都道府県から同様の趣旨の要請がなされると思いますので、都道府県をまたいだ移動を極力避けていただきたいこと、

この2点を改めてお願いしたいと思います。

また、緊急事態措置を講じること等に伴い、一部では不安に駆られた買い占め等の混乱が発生する恐れがあります。現在は食料品の供給、商品の生産が滞る状況ではないので、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、冷静な対応をお願いいたします。

【新型コロナ感染症の検査及び医療提供体制の強化】

現在県内で発生し、クラスターが確認されておりますので、日々この感染者が生じているという状況で県民の皆様にご不安をおかけしています。

それに対する対処といたしまして、必要となります検査の体制や医療提供体制の強化をはかっているところです。

ひとつには、PCR検査を行います県の保健環境科学研究所の検査

体制、これまでも順次、強化してまいりましたが、今回新たに、県と同様に検査機能を持たれている島根大学医学部附属病院に検査を補完していただくことになりました。4月16日からです。1日当たり検体数として90検体、45人分の検査が可能になっております。これまでは80検体、40人であったところです。

医療等の提供体制の強化につきましては、

今回新たに、重症者等の病床を確保する必要性が高まることも想定しまして、軽症者、無症状者の方は、自宅等での安静・療養できる対応とし、そういった方が家庭内で高齢者などに感染を広げないという必要もあることから、自宅療養が難しいという場合も想定されます、そういった方々を民間施設を含めた宿泊施設に入ってもらえるために、4月20日(月)に事業者公募を開始することとします。

また、これらの対策を実施する、県庁の健康福祉部及び松江保健所の体制も強化してきております。

健康福祉部については、4月7日に健康福祉部に新型コロナウイルス感染症対策チームを設置し、現在、30人体制で新型コロナウイルス感染症対策に従事しているところですが、県内での感染者の発生、今回の非常事態宣言を踏まえ、体制を強化します。

具体的には、「クラスター対策」、「入院調整本部の運営」、「軽症者・無症状者の後方施設の確保」、「広報機能の強化」といった強化すべき機能を明確にして、健康福祉部以外からの応援も図りまして、これまでの30人体制から50人体制になるよう順次強化していくことを決定しております。

また、保健所につきましても、4月12日から松江保健所に、医師1名、獣医師2名、保健師2名、事務2名の計7名の職員を派遣し、松江保健所の体制を強化し行動調査対象者の増加に対応してきたところです。

今般は、この患者の発生状況を踏まえて、松江保健所と他の県内の保健所との連携、濃厚接触者の調査を松江保健所管内以外でもお願いしないといけないということも含めて連絡体制を強化する必要がありますので、本日から応援職員2名を派遣し、松江保健所から他の保健所への連絡体制を滞りなく進められるように対応していく予定です。

【学校の休業】

昨日夜の県対策本部会議上、県教育委員会に対して、5月6日まで全ての県立学校を現場が混乱しないような実情に合わせて、できるだけ早く休業するよう、依頼したところです。

本日、県教育委員会からは、これを受けて、週明けの4月20日から5月6日まで、全ての県立学校を休業する旨、回答を得たところです。

休業によりまして、授業の遅れが生じることやお子さんが家庭で過ごされることで、保護者をはじめ関係の皆様のご負担をおかけすることにはなりますが、是非とも今回の非常事態宣言の指定を踏まえ、関係の皆様、県民の皆様のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

なお、休業する県立高校には県外から入学し、寄宿舍に入寮している生徒が相当数おられますが、臨時休業中の寄宿舍の機能は維持し、緊急の事由を除く帰省を自粛していただくよう保護者の理解を求めていく考えであると県教育委員会からは聞いております。

【最後に】

最後になりますが、県としましては法律に基づく対応と同時に、県内で発生しているクラスター対策と、そのために必要な医療の確保に全力で取り組み、県民の皆様のご命と健康を全力で守っていく考えですので、ご理解いただきたい。

令和2年4月17日

島根県知事 丸山達也